

# 第4次豊岡市交通安全計画の概要

(計画期間：2021年度～2025年度)

## 交通安全対策基本法

(国の責務)

第3条 国は、国民の生命、身体及び財産を保護するため交通の安全に関する総合的な施策を策定し実施する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国に準じた施策を策定し、実施する。

第11次交通安全基本計画

第11次兵庫県交通安全計画

第4次豊岡市交通安全計画

## 道路交通での目標

- 1 計画期間5年間の交通事故死者数を毎年2人以下にする。
- 2 計画期間5年間の交通事故死傷者数を毎年200人以下にする。
- 3 踏切事故件数ゼロを目指す。

## 現状

### 道路交通事故

第3次計画期間中(2016～2020年度)の交通事故死者数の平均は2.8人であり目標(4人以下)を達成できた。

2016年中の交通事故死傷者数は365人だったが、その後は減少傾向が続き、第3次計画目標(平均300人以下)を達成した。

踏切道における交通事故は0件となり、第3次計画目標を達成した。

### 鉄道交通事故

第3次計画期間中の踏切事故死者数は、0人であった。

## 基本理念

### 道路交通

- 1 高齢者、子ども、障害者等の交通弱者の安全確保
- 2 歩行者及び自転車の安全確保
- 3 地域の実情を踏まえた施策の推進
- 4 役割分担と連携強化
- 5 交通事故被害者等の参画と協働
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

### 鉄道交通

市民が安心して利用できる、一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進する。

## 道路交通で講じようとする主な施策

高齢者、子供、障害者等の交通弱者、歩行者、自転車の安全確保の視点を重視しながら、次の施策を講じる。

- 1 道路交通環境の整備
  - (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
  - (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
  - (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
  - (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
  - (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
  - (6) 安全・安心な歩行空間の確保
  - (7) 効果的な交通規制の推進
  - (8) 自転車利用環境の総合的整備
  - (9) 交通需要マネジメントの推進
  - (10) 災害に備えた道路交通環境の整備
  - (11) 総合的な駐車対策の推進
  - (12) 道路交通情報の充実
  - (13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
  - (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
  - (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
  - (3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
  - (4) 安全運転の確保
  - (5) 車両の安全性の確保
  - (6) 道路交通秩序の維持
  - (7) 救急・救助活動の充実
  - (8) 被害者支援の充実と推進

## 鉄道交通の目標

- 1 乗客の死者数ゼロを目指す。
- 2 鉄道運転事故ゼロを目指す。

## 鉄道交通で講じようとする主な施策

- 踏切道の交通環境の整備
- 1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
  - 2 踏切道の統廃合の促進
  - 3 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置